

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(選挙管理委員会事務局)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
1	選挙人名簿の閲覧申請の許可	公職選挙法、 いわき市公職選挙 等執行規程	法28 2 法28 3 法28 4 法30-12 規程4-1			その他(申請に来た時点で判断し、伝えて いるため)		選挙管理委 員会事務局	選挙管理委員 会事務局	選挙管理委員 会事務局 選挙係 0246(22)7532	
2	議会の解散の請求代表者 証明書の交付	地方自治法施行令	100		法令の規定において判断基準が言い尽くさ れているので、審査基準の設定は不要である。	将来的に申請が見込まれるものの、過去 に申請実績がなく又は稀であって、あらか じめ標準処理期間の設定が困難である。		選挙管理委 員会事務局	選挙管理委員 会事務局	選挙管理委員 会事務局 選挙係 0246(22)7532	
3	施設の使用に要する費用 の額の承認	地方自治法施行令	107-3		法令の規定において判断基準が言い尽くさ れているので、審査基準の設定は不要である。	将来的に申請が見込まれるものの、過去 に申請実績がなく又は稀であって、あらか じめ標準処理期間の設定が困難である。		選挙管理委 員会事務局	選挙管理委員 会事務局	選挙管理委員 会事務局 選挙係 0246(22)7532	
4	議会の議員の解職の請求 代表者証明書の交付	地方自治法施行令	110		法令の規定において判断基準が言い尽くさ れているので、審査基準の設定は不要である。	将来的に申請が見込まれるものの、過去 に申請実績がなく又は稀であって、あらか じめ標準処理期間の設定が困難である。		選挙管理委 員会事務局	選挙管理委員 会事務局	選挙管理委員 会事務局 選挙係 0246(22)7532	
5	施設の使用に要する費用 の額の承認	地方自治法施行令	113		法令の規定において判断基準が言い尽くさ れているので、審査基準の設定は不要である。	将来的に申請が見込まれるものの、過去 に申請実績がなく又は稀であって、あらか じめ標準処理期間の設定が困難である。		選挙管理委 員会事務局	選挙管理委員 会事務局	選挙管理委員 会事務局 選挙係 0246(22)7532	
6	長の解職の請求代表者証 明書の交付	地方自治法施行令	116		法令の規定において判断基準が言い尽くさ れているので、審査基準の設定は不要である。	将来的に申請が見込まれるものの、過去 に申請実績がなく又は稀であって、あらか じめ標準処理期間の設定が困難である。		選挙管理委 員会事務局	選挙管理委員 会事務局	選挙管理委員 会事務局 選挙係 0246(22)7532	
7	施設の使用に要する費用 の額の承認	地方自治法施行令	116の2		法令の規定において判断基準が言い尽くさ れているので、審査基準の設定は不要である。	将来的に申請が見込まれるものの、過去 に申請実績がなく又は稀であって、あらか じめ標準処理期間の設定が困難である。		選挙管理委 員会事務局	選挙管理委員 会事務局	選挙管理委員 会事務局 選挙係 0246(22)7532	
8	施設の使用に要する費用 の額の承認	地方自治法施行令	120		法令の規定において判断基準が言い尽くさ れているので、審査基準の設定は不要である。	将来的に申請が見込まれるものの、過去 に申請実績がなく又は稀であって、あらか じめ標準処理期間の設定が困難である。		選挙管理委 員会事務局	選挙管理委員 会事務局	選挙管理委員 会事務局 選挙係 0246(22)7532	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(選挙管理委員会事務局)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
9	主要公務員の解職の請求代表者証明書の交付	地方自治法施行令	121		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局 選挙係 0246(22)7532	
10	合併協議会設置請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	1-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局 選挙係 0246(22)7532	
11	同一請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	27-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局 選挙係 0246(22)7532	
12	投票実施請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例に関する法律施行令	13-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局 選挙係 0246(22)7532	